議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-1、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の 内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします

推1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、8月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では 玉ねぎ、トマト、きゅうり、とうもろこし等を作付けするとのことです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の南側は議案第1号の整理番号3-1の申請地で、西側は農地となっており農地所有者からの承諾書が提出されております。また、北側は私道となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、狭山市在住の公務員です。申請地隣接地に優良田園住宅制度を用いて移住後に、農のある暮らし「農地利用型」として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トウモロコシ、トマト、ナス、キュウリ、タマネギの作付計画が提出されています。なお、譲受人は、大学在学中に農業実習を受講し、農業を勉強していました。

また、飯能住まい制度の支援制度である農業普及員による指導をいただきながら耕作をする予定であることを聞き取りしています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和2年8月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入予 定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農

地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在狭山市の賃貸アパートにて妻と一人の子供と生活をしております。

以前から農地を取得して耕作し、子供に農業への関心を持たせ、また、食育につなげていきたいと考えており、飯能住まい制度の現地案内を受け、飯能市内への転居を検討していたとのことです。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては24件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和2年8月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地 購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確 認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調 査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員举手】

議長

全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号非農地判定について、事務局から説明をお願い いたします。

事務局長

議案第3号非農地判定について、説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細については担当から補足説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は1筆、5.02㎡です。本日、この意向確認書が提出された 農地が非農地判定の対象となっており、非農地となる農地となります。 説明は、以上です。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいておりますので、ご報告をいただきたいと思います。

内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。 議案第3号非農地判定について、吉田勝紀委員と現地調査しましたので、 推1番 その状況を報告します。 申請地は岩渕地内にあり、面積は5.02㎡、農地の形は二等辺三角形の ような土地で、道路拡張の際に残ってしまった土地です。その土地の真ん中 には直径30cmくらいのヒノキがあります。農地としての日照条件としては とても悪いです。道路沿いですから重機は入れますが、農地に戻しても日照 の面から農地として使えるような状態ではありません。そのことから非農地 判定で問題ないと判断いたしました。 説明は以上です。 同行して調査しましたが、内野推進委員の説明のとおりです。 議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござい ますか。 8番 非農地となった場合、登記簿地目はどのようになるのですか。 最終的な地目については、登記所での判断になります。 事務局長 その他、何かご意見、ご質問等ございますか。 議長 【なしの声あり】 無いようでしたら、原案のとおり非農地とすることで、賛成の方は挙手 議長 願います。 【全員举手】 議長 全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたしま す。 続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出につい てご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】 議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

事務局

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。